

【 リスト(1) 】

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 空気調和設備等及び空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備(以下「低炭素化設備」という。)の位置 建築物の緑化その他の建築物の低炭素化のための措置(以下「低炭素化措置」という。)
仕様書 (仕上げ表を含む。)	部材の種別及び寸法 低炭素化設備の種別 低炭素化措置の内容
各階平面図	縮尺及び方位 間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ 壁の位置及び種類 開口部の位置及び構造 低炭素化設備の位置 低炭素化措置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	用途別の床面積
立面図	縮尺 外壁及び開口部の位置 低炭素化設備の位置 低炭素化措置
断面図又は矩計図	縮尺 建築物の高さ 外壁及び屋根の構造 軒の高さ並びに軒及びひさしの出 小屋裏の構造 各階の天井の高さ及び構造 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	縮尺 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
各種計算書	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
低炭素化措置が法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することの確認に必要な書類	低炭素化措置の法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準への適合性審査に必要な事項

【 リスト(2) 】

図書の種類		明示すべき事項
機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種類、仕様及び数
	空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種類、仕様及び数
	照明設備	照明設備の種類、仕様及び数
	給湯設備	給湯器の種類、仕様及び数
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、仕様及び数 節湯器具の種類及び数
空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種類、仕様及び数	
仕様書	昇降機	昇降機の種類、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
	給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先
各階平面図	空気調和設備	縮尺
		空気調和設備の有効範囲
		熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
	空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺
		給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
	照明設備	縮尺
		照明設備の位置
	給湯設備	縮尺
		給湯設備の位置
		配管に講じた保温のための措置 節湯器具の位置
昇降機	縮尺	
	位置	
空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	縮尺	
	位置	
制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
	照明設備	照明設備の制御方法
	給湯設備	給湯設備の制御方法
	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の制御方法

【 リスト(3) 】

図書の種類		明示すべき事項
機器表	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		節湯器具の種別、位置及び数
空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	

※ 認定申請者は、リスト(1)、リスト(2)に記載される図書を添付してください。

ただし、低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合、住戸部分については、リスト(2)に代えて、リスト(3)に記載される図書を添付してください。

※ 各リストにおいて、各図書に規定された明示すべき事項を他の図書に明示する場合には、他の図書に明示された事項を規定された図書に明示する必要はありません。

また、図書に明示すべき全ての事項を他の図書に明示した場合には、当該図書の添付を必要としません。